

司法におけるリモート通訳・ICT導入の意義と課題 —コロナ禍を経て見えたものから—

毛利 雅子
(名古屋市立大学)

1. はじめに

2020年年初に世界を襲ったコロナは、生活全般に大きな影響をもたらすこととなった。ヒト、モノ、カネの移動が全て止まり、情報だけが地域や国境を越えて伝達される状況となり、人々は限られた空間・地域の中で生活しなければならなくなった。また、人と人の接触が制限され、ありとあらゆる場面で「ソーシャルディスタンス」が訴えられることとなった。

また、コロナという未曾有の惨禍は、日常生活だけではなく犯罪事案の取調べにも大きな影響を及ぼすこととなった。筆者は司法通訳人として、日常生活だけではなく職務でも様々な制約や禁止事項に直面しながらも、通訳として稼働することになり、様々な課題に直面することとなった。

このような経験から、本論はコロナ禍における取調べ状況、特に通訳を介した取調べにおける課題と今後を論じる。

2. コロナと取調べ

何らかの犯罪事案が発生した場合、取調べは警察・検察はもとより、場合によっては拘留所でも行われる。

犯罪事案取調べの場合、取調べ官は被疑者と同じ部屋に入り、逃亡防止のため、普通は窓の無い部屋、あるいは窓があっても鉄格子などがあり逃げ出すことは出来ないようになっている。非常に狭い密閉空間であることも多く、空調設備が完備されていないところもある。特に冬は、足元に電気ストーブを置いて暖を取るようなこともある。

これらは全て、被疑者が逃亡出来ないようにという視点が重要になっているからとも言えるが、コロナ禍における取調べでは、これらの施設要因がほぼ全て障害となってしまった。

例えば、窓を大きく開ける、ドアや扉を開けて換気をするなどの対策は、ともすれば被疑者の逃亡を容易にする可能性もはらんでおり、安易に実施できない要件であった。また、当初コロナが蔓延した時期は依然として寒さが厳しい時期でもあり、換気をすれば被疑者のみならず関係者全員が風邪などの疾患におそわれる危険性もあり、実際には取調べの延期などが発生した。

警察などの狭い取調べ室、あるいは検察官の執務室において、いわば「膝を突き合わせて、お互いの顔を近距離で見ながら」行う取調べが通常であった日本の司法は、コロナ禍によって大きな転換を図らなければならなくなったのである。さらに、被疑者が外国人の

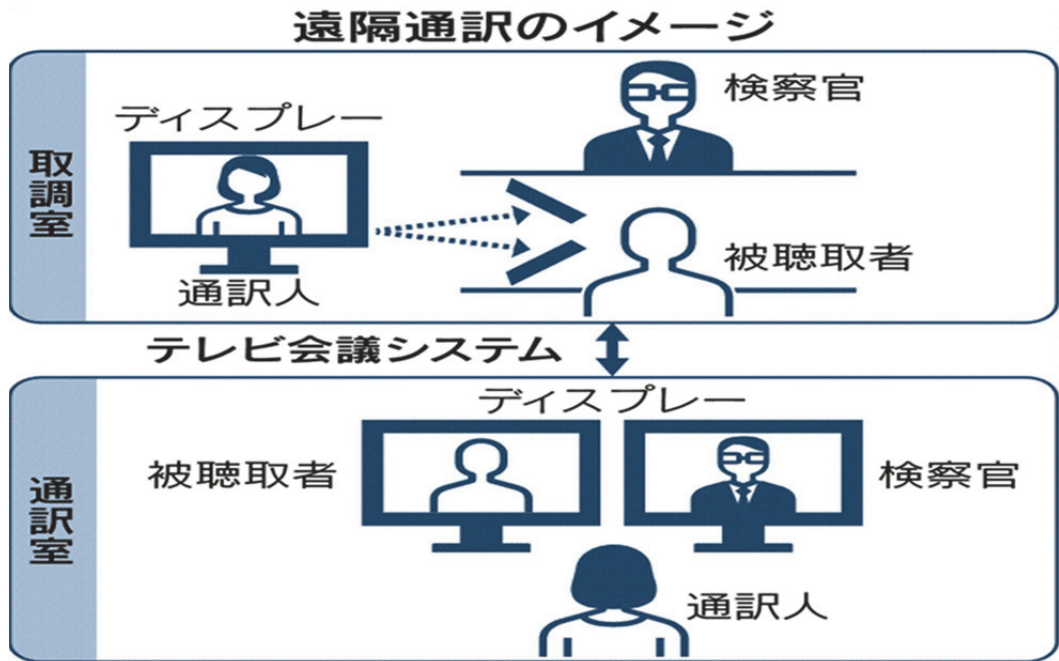
場合はここに通訳人が加わることになり、狭い部屋が更に狭くなりソーシャルディスタンスを保つなど実現不可能な状況が発生したのである。

それでも取調べは実施しなければならず、司法機関においてもアクリル板などが使用されるようになったが、マスクをした状態でアクリル板などを挟み、更に可能な限りの距離・スペースを取って通訳をしなければならない状況は、通訳人にとっては非常に困難を伴うものとなった。そもそもマスクで口が覆われて発声しにくい状態であり、通訳人にとっても口元が見えず発話を捉えにくい状況であった上に、音声を遮るものが設置されたことで、通常であれば1度の聞き取りや発話で可能であった通訳も、何度か言い直しや聞き直しを要求される状況となった。

このような状況下で考慮・検討されたのが、ICTの導入であった。もちろん、コロナ禍以前から検討はされていたものの、日本では実効性に乏しく現実的ではなかった。唯一導入されていたものといえば取調べにおける録音・録画だが、これは取調べの公平性を担保することが目的であり遠隔通信対象ではない。したがって、コロナ禍以前に運用されていたICTは無かったといっても過言ではないだろう。

3. 検察—遠隔通訳システム

検察庁では、コロナ禍前から遠隔通訳システム導入を検討し、2019年度からは運用の動きもあった。



(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO54868230W0A120C2CR8000/>より転載)

これについては、各地検と支部の合計 237 か所で運用開始との報道があったものの、実際の運用には程遠い状況であった。このシステム導入の当初の目的は、不足している通訳人

確保のためであり、大都市圏であっても通訳人がスケジュールの都合などで手配出来ないことに加え、地方では通訳人自体が不足していることから、遠隔であっても通訳可能な状況を確認することであった。しかし、これも「通訳人は居住地に近い検察庁舎に設けられた通訳室から、離れた場所の取調室にいる外国人と検察官のやり取りに加わる」(日本経済新聞)ことから、通訳人は検察庁に赴くことが前提であったため、移動そのものや人との接触自体を警戒しなければならなかったコロナ禍では、実施運用そのものに障害が立ちほだかることとなった。

4. 裁判所—電話通訳システム

裁判所における通訳については、2018年施行の改正刑事訴訟法でビデオリンク方式が可能になった。しかし、この時点での導入理由は、検察庁同様、各裁判所における多言語通訳人の確保が困難なため、遠隔通訳を可能にすることが目的だった。したがって、裁判所の遠隔通訳システムも、コロナ禍においてはすぐに稼働という状況には至らなかった。コロナ前からの実例としては、山形地方裁判所が2019年12月25日の初公判から使用、入国管理難民法違反の罪でフィリピン人被告2人に対して遠隔通訳で証人尋問や被告人質問を実施、その後2020年1月20日の判決言渡しにも使用された。しかし、その後は目立った実施例は報告されていない。

ここで課題となってくるのは、通訳人、特に法廷通訳人に対する通知や研修が実施されていないことである。実施・導入が決定されるものの、それを利用する当事者への説明や研修が全国レベルで実施されているわけではなく、「運悪く実施に当たった」通訳人が対処せざるをえないのが現状である。

4. 1 X (旧 Twitter) のスペースを利用した事件

裁判所でのICT利用については、検察庁と異なり一般の民間人も入庁出来ることから、セキュリティの問題も検討課題であろう。

例えば、2023年7月5日に岡山地方裁判所での公判では、被告人質問での弁護士と被告人男性の会話が、X (旧 Twitter) のスペースという配信機能を利用して、一時350人以上に配信されていた。しかも、この事態が発覚したのは、スペース配信に気づいた外部からの通報によるものであり、現場では誰が実施していたのか発見できないままだったという問題が残った状態であった。

この事件から明確になったことは、公判は公開であることから誰でも入廷可能であること、裁判所の通信セキュリティには大きな制限がかけられていなかったことであろう。また、入廷までは金属探知機などで銃器・刃物などの持ち込みはチェックされていても、通信回線・ネットセキュリティ対策が実施されていないに等しい環境だったということであり、いわゆるICT対策には程遠いと言わざるを得ない。

5. 出入国在留管理庁—電話通訳システム

出入国在留管理庁では、以前から電話通訳 (telephone interpreting) を導入しており、通訳人は、各自の電話 (自宅などの固定通話、携帯電話など) を利用して通訳を行ってきた。入国管理から在留許可に関わるあらゆる案件が対象となり、空港での入国審査、在留

審査、在留許可申請（該当者、配偶者などへの調査）、医師の診察通訳など、業務内容も多岐にわたり、また公判や取調べ通訳と異なり、突発事項が大半で早朝から深夜に至るまで突然電話があり、通訳をするという状況になっている。

5. 1 空港での入国審査

空港での入国審査は、航空機が到着し、旅客が降機、入国審査を受ける時点で疑念を持たれた場合に発生する事案なので、発生は早朝から深夜までの時間帯にわたり、全てが突発事項となる。日本全体としては、空港全てが24時間着陸許可ではないが、20時以降到着のフライトの場合、電話での通訳が午前0時を過ぎることもある。

5. 2 在留審査（ビザの延長など）

ビザの審査も、場合によっては電話で行う場合がある。また、配偶者ビザ審査のように、一見何の問題もなさそうな事案でも偽装結婚が疑われる場合などは、非常に長時間になることも多い。

更に在留許可申請では、該当者、配偶者などへの調査が発生するため、状況に応じて審査時間は大きく変わる。したがって、終日通して電話で通訳を介して審査することも発生する。加えて、不法滞在、偽装結婚、何らかの犯罪事項に関わった場合なども電話通訳が派生する。

そして何より問題なのは、予めわかっている事案であれば通訳人が入管に赴くこともあがるが、申請者が窓口に来たものの疑念が生じた場合などは空港同様、突発事項として通訳人に電話で依頼が来るため、通訳人は何の準備も事前情報もないままに、電話で音声だけを頼りにいきなり通訳しなければならないことであろう。

5. 3 医師の診察

医師の診察に関わる通訳もまた、不定期であったり突発であったりする。定期診断の場合も収容者の個人情報、特に疾病に関わることから、通訳人に対し事前の情報提供は行われない。加えて急病などの場合は、突然、医師と疾患を抱える収容者との会話を通訳するので、音声だけが頼りとなり、非常に不安定な状況のもと電話通訳を行わなければならない。健康・生命に関わることなので、通訳人は非常に神経を使うが、ビデオリンク、あるいはzoomやSkypeといった画像を伴う通信にはなっていないことから、一言一句について音声のみの通訳ということから神経を使うものとなっている。加えて、医師の往診という形態を取っているため、医師側に時間の制約があるためか、予定を組むことは出来ない場合が多く、身体部分や疾病状況の説明は困難を極めることが多い。いずれにせよ、通訳人は、収容者の過去の状況や疾患について何の情報もないままに通訳しなければならないため、綱渡りの状態ともいえる。

6. 問題点

これまで、検察庁、裁判所、出入国管理庁について、それぞれ現状を論じたが、そのどれにも共通しているのが、情報セキュリティの欠如である。現状何らセキュリティチェックもなされておらず、特に通訳人個人の固定電話や携帯電話を使用する場合も含めて、回

線がハッキングされている、あるいは盗聴されている可能性もゼロではない。しかし、通訳人に業務を依頼する場合、その周囲環境を確認出来ないままに通訳が行われているのが実情であろう。これは電話だけで通訳を実施しているため、周囲の環境はどうなっているのかは通訳人の倫理観に依っているととも言える。周囲に第三者がいる、あるいは録音している可能性も否定は出来ないが、それらも全て通訳人自ら律しているということが前提になっていることは、本質的議論から言えば情報セキュリティが確保できていないことは明らかである。

また、対面ではないことから、表情などの非言語メッセージを読み取りにくい、あるいは読み取り不能であることから、コミュニケーションを保つのに必要な条件が維持されているとは言えない。更に、事前情報の提供が非常に少ない、あるいはゼロであるにも関わらず、ほぼ音声のみのコミュニケーションや通訳を求められることから、通訳人にとっては様々な面で負担を強いることになっているが、この点はこれまで検討・議論されてきたことはない。

加えて、電話通訳の場合、通訳人個人の固定電話や携帯電話を長時間使用することになるが、電話通話から来る負担や疲労については、これまで一切議論されてきたことはない。加えて、金銭的には微々たるものとはいえ、電池消耗など機材に関する負担は全て通訳人側が負っており、それについてはどこからも指摘がないのが現状である。

7. アメリカにおける遠隔通訳システムとの比較

アメリカは、連邦政府と州政府それぞれの法治が認められており、罰則制度に関しても、州ごとに異なっている。しかし、司法として裁判所・公判について全米にわたり規制をしているのが、National Center of State Courts(NCSC)である。

NCSCは、公判を初めとする司法通訳について様々な指針や教材を提供しているが、電話通訳についても、Web上でビデオ教材を提供しており、どこからでも誰でもアクセス可能な状況となっている。これにより、初めて電話通訳をするような場合でも、通訳人自ら時間や場所を問うことなく学習することが可能となっている。

さらに、*Remote Interpreting Guide for Courts, Court Staff, and Justice Partners* というマニュアルがあり、基本理念、ポリシー、手続き、ガイドライン、民間のサービスプロバイダー、機材設置やそれに掛かる経費、音声・録画記述、データ収集に至るまで詳細に記載されており、こちらも通訳人がいつでも参照し学習することが可能である。

そもそもアメリカは地理的に東西南北どちらの方向にも大きく広がっているため、東海岸と西海岸、あるいは北部と西部、さらには海を隔てたハワイ州など、同一時間帯で事案を進めることは不可能である。加えて地域によって、英語以外の使用言語が多岐にわたることから、通訳が必要とされる言語、またそれら言語の通訳人の数も、場所によって大きく異なり、州を越えての連携が必要となってくる。

近接の州においては、例えばA州の通訳人資格を保持していれば隣のB州の通訳が可能という制度も整っており、整備された通訳人制度のもと、遠隔通訳システムを連邦として提示しているため、地理的に広大な国家であっても多言語通訳システムが維持可能という状況を生み出している。

翻って、日本では依然として司法通訳人に関する制度や法律は一切制定されておらず、

各地方裁判所、各地方検察庁、都道府県警察に任されているのが現状である。これまでは多少の問題はあったものの何とか動いてきた制度が、コロナ禍において全ての接触が遮断される状況に直面し、大きく揺らいだと言えるだろう。このように、国家として統一した制度がないこと、ICT環境が整備されていないこと、何より法整備がされていないことが白日の下にさらされ、グローバル化を謳いながら現実に対応する状況には程遠いことが明らかになった。

8. 今後に向けて

これまで、司法とICTについては大きく論じられず、必要性を実感することもなかったが、コロナ禍を経て、またコロナ以前から司法通訳人の減少といった現実的課題から、いよいよ日本でも論じる時期となっている。

しかし、いきおい全てを一度に解決できる状況にはなく、むしろ問題は山積している。まずは、セキュリティ対策であろう。各司法機関における通信網の設定はもちろんのこと、通訳人に対してのセキュリティ対策、電話通訳などにおける通信網をどのように手配するかなど、取り掛からなければならないことは非常に多い。

次に、ICTを通じて情報を扱う場合のトレーニングも検討課題と考える。音声やビデオなどを使用する場合、ハッキング対策、また不用意なアクセスなどによる情報漏洩も危惧しなければならないが、現状ではこのようなトレーニングも無いままに電話通訳に携わることになっている。

また施設や機材の手配についても、一考の余地がある。一般電話回線を使用した電話通訳、あるいは携帯電話を使用した場合など、現状ではハッキング対策、盗聴対策は一切行われていないし、通訳人にもそれらは求められていない。

しかし、何よりも急務なのは司法とICTに関わる法整備であろう。通訳人の数が減少しているところからスタートしたICT政策だが、現状では通訳人は司法機関内で雇用されているわけではなく、物理的にも制度的にも「外」に置かれた存在である。それにも関わらず、ICTなどの通信網を利用すると「外部」から「司法機関内」にアクセスする状況となる。しかし現在、何の制度設計も無い状況では、司法通訳人はどこからも守られることはなく、常に情報セキュリティの危機にさらされるのである。

今後、再びコロナのような非常事態が訪れる可能性はゼロではない。世界の潮流を鑑みても、ICTを司法から切り離れたままでは遠くない時期に運用が破綻することは明らかである。将来に向けて、一日も早く法整備が求められる。

参考文献

井出祥子（2005）「異文化コミュニケーション学 共生世界の礎を求めて」井出・平賀編『異文化とコミュニケーション』ひつじ書房。

最高裁判所（2014）『平成26年版 ごぞんじですか法廷通訳—あなたも法廷通訳を—』。

鳥飼玖美子「通訳における異文化コミュニケーション学」井出・平賀編（2005）『異文化とコミュニケーション』ひつじ書房。

鳥飼玖美子（2007）『通訳者と戦後日米外交』みすず書房。

日本経済新聞（2020）『取調室にTV通訳導入へ 検察、外国人の聴取増え』（2020年1

- 月 26 日記事) <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO54868230W0A120C2CR8000/>
(2023 年 10 月 1 日参照)
- 法務省 『3. 通訳支援事業の実施』
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001384051.pdf> (2023 年 10 月 1 日参照)
- 法曹会(財)(1996)『特殊刑事事件の基礎知識—外国人事件編—』
法曹会(財)(1997)『法廷通訳ハンドブック 実践編 英語』
毛利雅子 (2022)『法廷通訳翻訳における言語等価性維持の可能性—現場から問う司法通訳翻訳人の役割と立場』丸善プラネット.
- Bell, Allan. (1984). “Language Style as Audience Design.” in *Language Society*. Cambridge UP.
- Berk-Seligson, Susan. (1990/2002). *The Bilingual Courtroom (with a new chapter)*. Chicago: University of Chicago Press.
- Cheng, L., Sin, K.K. & Wagner, A. (eds.) (2014). *The Ashgate Handbook of Legal Translation*. Dorchester: Ashgate.
- Coulthard, Malcom., Johnson, Alison. & Wright, David. (2017). *An Introduction to Forensic Linguistics*. London/New York: Routledge.
- Edwards, Alicia b. (1995). *The Practice of Court Interpreting*. Amsterdam: John Benjamins.
- Fairclough, Norman. (1989/2001). *Language and Power (2nd edition)*. Harlow: Longman.
- Gallois, Ogay & Giles. (2005). “Communication Accommodation Theory: A Look Back and A Look Ahead.” in W.B. Gudykunst (ed.) *Theorizing About Intercultural Communication*. Thousand Oaks: Sage Publications.
- Gibbons, John. (2003). *Forensic Linguistics*. Malden: Blackwell Publishing.
- Gile, Daniel. (1995) *Basic Concepts and Models for Interpreter and Translator Training*. Amsterdam/Philadelphia: John Benjamins.
- Giles, H., Coupland, N. & Coupland, J. (1991). “Accommodation Theory: Communication, Context, and Consequence.” in Giles, H. (eds.) *Contexts of Accommodation*. Cambridge: Cambridge UP.
- National Center for State Courts
<https://www.ncsc.org/> (Retrieved on October 1, 2023)
- National Center for State Courts (2018) *Remote Interpreting Guide for Courts, Court Staff, and Justice Partners*
https://www.ncsc.org/_data/assets/pdf_file/0021/18705/remote_interpreting_guide.pdf (Retrieved on October 1, 2023)
- TCS Interpreting *Video Remote Interpreting*
https://www.ncsc.org/_data/assets/pdf_file/0021/19146/tcs_interpreting.pdf
(Retrieved on October 1, 2023)

